

---

## 第2回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

令和2年6月15日（月曜日）

---

### 議事日程（第4号）

令和2年6月15日 午前9時00分 開議

- |       |        |                                  |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第1  | 議案第29号 | 日吉津村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について     |
| 日程第2  | 議案第30号 | 日吉津村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第3  | 議案第31号 | 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）について |
| 日程第4  | 議案第32号 | 令和2年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第1回）について    |
| 日程第5  | 議案第33号 | 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について         |
| 日程第6  | 議案第34号 | 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について         |
| 日程第7  | 議案第35号 | 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について         |
| 日程第8  | 議案第36号 | 日吉津村農業委員会委員の任命について               |
| 日程第9  | 議案第37号 | 日吉津村農業委員会委員の任命について               |
| 日程第10 | 議案第38号 | 日吉津村農業委員会委員の任命について               |
| 日程第11 | 議案第39号 | 日吉津村農業委員会委員の任命について               |
| 日程第12 | 議案第40号 | 日吉津村農業委員会委員の任命について               |
| 日程第13 | 議案第41号 | 日吉津村農業委員会委員の任命について               |
| 日程第14 | 議案第42号 | 日吉津村農業委員会委員の任命について               |
| 日程第15 | 議案第43号 | 日吉津村農業委員会委員の任命について               |
| 日程第16 | 議案第44号 | 日吉津村農業委員会委員の任命について               |
| 日程第17 | 議案第45号 | 日吉津村農業委員会委員の任命について               |

---

### 本日の会議に付した事件

- |      |        |                                  |
|------|--------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第29号 | 日吉津村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について     |
| 日程第2 | 議案第30号 | 日吉津村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第3 | 議案第31号 | 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）について |
| 日程第4 | 議案第32号 | 令和2年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第1回）について    |

- 日程第 5 議案第 33 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 6 議案第 34 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 7 議案第 35 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 8 議案第 36 号 日吉津村農業委員会委員の任命について  
日程第 9 議案第 37 号 日吉津村農業委員会委員の任命について  
日程第 10 議案第 38 号 日吉津村農業委員会委員の任命について  
日程第 11 議案第 39 号 日吉津村農業委員会委員の任命について  
日程第 12 議案第 40 号 日吉津村農業委員会委員の任命について  
日程第 13 議案第 41 号 日吉津村農業委員会委員の任命について  
日程第 14 議案第 42 号 日吉津村農業委員会委員の任命について  
日程第 15 議案第 43 号 日吉津村農業委員会委員の任命について  
日程第 16 議案第 44 号 日吉津村農業委員会委員の任命について  
日程第 17 議案第 45 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

---

**出席議員（10名）**

1 番 長谷川 康 弘	2 番 山 路 有
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 井 藤 稔

---

**欠席議員（なし）**

---

**欠 員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 ----- 高 森 彰 書記 ----- 森 下 瞳

---

**説明のため出席した者の職氏名**

村長	中田達彦	総務課長	高田直人
総合政策課長	福井真一	住民課長	矢野孝志
福祉保健課長	小原義人	建設産業課長	益田英則
教育長	井田博之	教育課長	横田威開
会計管理者	西珠生		

---

### 午前9時00分 開議

○議長（井藤 稔君） みなさんおはようございます。

ただ今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日は議案質疑です。議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

#### 日程第1 議案第29号

○議長（井藤 稔君） 日程第1、議案第29号日吉津村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 8番、松田です。この29条の関係は非常にまあ、見やすいのかなのか判断に困ったところなんですけれども、ちょっと基本的なことだけ教えてください。3つほどさせてください。まずこの条例は従来の地方自治法243条の2項1項は、本来は職員の賠償責任ということになっておりましたが、今回はこの改正で、この条例に変わったんだと思いますけれども、その中で、この文章の中に村の委員ということが書いてありますが、この委員について教えてください。

それからこの損害賠償というか、免責に関することは村民の訴訟などによるものであると思うんですが、それについてどうなんでしょうか。それからこの免責額にあるこの乗数といいますか、6、4、2、1のこの根拠がわかっただけなんですけれども、根拠とこの6、4、2、1という、これは単位といいますか、これはどういうふうな感じで6、4、2、1になったんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員のご質問にお答えいたします。村の委員ということですが、そこに上げてあります委員ということで、教育委員会の教育長もしくは委員ということ

で、行政の委員ということでもあります。それから条例で定めてあります行政の委員がおられますのでその委員ということでもあります。

それからちょっと2番目の質問がわからなかったもので、もう一度お聞きさせて下さい。

3番目については、法令の方で年数が決まっております、この基準に基づいてこれは年数ということで、たとえば村長が6というのは、年間の給与に6年をかけてその数字を免責するということですので、それが長であれば6という具合に定めてありますので、それに基づいて年数を定めたものであります。

すみません、2番目のをもう一度お願いします。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） この29条は村の、村民が起こす訴訟の関係で起きるものなんではないかという質問です。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員のご質問にお答えいたします。住民監査請求があつてそれがまた住民訴訟に発展して、そういう裁判とかになつて敗訴して損害賠償が決まったという時に、こういう賠償責任が生まれますので、その部分について高額になるということでその一部を、過失がない場合には一部免責をしようということですので、住民訴訟において敗訴した場合の損害賠償に対して起こるものです。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） すみません、最後の乗数の関係で、6、4、2、1というこれは国が決めたこととということで、この辺の根拠というのはわからないですか。わかつたらお願いします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員のご質問にお答えいたします。政令で定める基準ということになっておりますので、ちょっとその基準の基というのが、今のところわたしの方ではわかりません。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。わたくしも3点ほどお聞きしたいと思います。

この条例の第2条の中に、善意でかつ重大な過失がない時ということがありますがけれども、これ

はだれが認定するのか、議会がするのか、だれがするかということをお聞きします。

それと4号ていいますかね、2条の、それが村の職員というのがありまして、それは1になっていますけれども、職員の中にも決裁権限がある人やない人や、いろいろ職員の職務の等級といますかね、役職があると思いますけれども、その人たちもみんな同じ基準で出していくのかということ。

それから第3条に委任というのがありまして、村長が別に定めるということになってはいますが、この賠償責任の自治法とかそういうことをちょっとみてみますと、たいへん大きいことだなというのを思っただけで、これ村長が別に定めるということをこれは多分定められると思いますので、だいたいどのようなことを、定めようと思っておられるかということがお聞きできますでしょうか。その点、お願いいたします。

**○議長（井藤 稔君）** 高田総務課長。

**○総務課長（高田 直人君）** 三島議員ご質問にお答えいたします。重大な過失がない時というのは、一応、ちょっと先に村の職員の方ですけれども、これはどの職員でもありますので、その職員の給与に1年ということになります。ただし、1条のカッコがきで職員の賠償請求があった部分については除くということですので、それ以外の損害賠償あった時ということで、それは職種によってということよりも、その職員の部分に1年間の部分をかけるということで、それを免責するということになります。

それから委任についてはこの条例をつくる時に、この委任条項がなくてもあってもいいんですけども、村の場合は西部町村会の方でも協議した中で、今のところ特に別に定めるとは考えていないんですけども、そういうものが出た時に別に定めることができる条項を定めておこうということで、3の委任については条項を定めさせていただきました。

最初の重大な過失の部分については、少し時間をいただけませんかでしょうか。

**○議長（井藤 稔君）** 高田総務課長。

**○総務課長（高田 直人君）** すみません、時間をとりました。重大な過失がない時という判断ですけれども、この賠償命令自体が村長から監査委員へ事実の有無に関する監査と賠償責任の有無、それから賠償額の決定を求めて、その決定に基づいて命ずることになりますので、議決等ではありませんけれども、監査委員へ判断を仰ぐといますか、その有無とか賠償額、その他は監査委員の方に意見を求めるということになります。

**○議長（井藤 稔君）** 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。今の答弁ですけれども、この自治法によりまして2項で議会がこの条例を制定する時には、監査委員の意見を聞かなければならないということが定めてあります。委員さんは合議で決めますので、それをちゃんと経てということがうたっています。そのことを踏まえて、ここのことも監査委員がじゃあ一応額が3億なら3億という住民損害賠償などがあつた時には、監査員がそれが適正かどうかというところを出していくということになるのでしょうか。

それとですね、6、4、2、1というのは年間給与の倍数のようですけれども、それは何が入って、何が入らんということが書いてありますが、そういうことなんかを、3条村長が定めるということに定められるのかどうなのかということもお聞きしたかったですけれども、それと日給でなっている方がありますね、そういう方たちの委員さんはどういうふうにして決められるのかということ。先ほど答弁いただきました、職員さんは給与が違うので、その給料に応じた倍数で1倍をしていきでいっていくという解釈でいいということなんですね。それでよろしいでしょうか。あと、よろしくをお願いします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。給与の範囲ということで、一応その範囲の中からは、扶養手当とかそういう一部手当が除外されておりますし、非常勤というか会計年度職員とかの旅費とか、費用弁償についても給与の中に含まれないということでありまして、それ以外の給与で計算をするということで、ですから職員ということで皆さん給与の額が決まっておりますので、それに対しての年間ということであります。

それから最初の監査委員への確認ということでしたけれども、ちょっと条例上は一部免責の条例をする時に監査委員の意見を聞いたり、合議にということでもありますので、この免除される要件自体が、村長等が判断された場合に過失がない時ということの、この過失がない部分を誰が決めるということなんですけれども、一応その部分についてはもう一度ちょっと時間をいただけませんかでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 暫時休憩とします。

午前9時18分 休憩

午前9時22分 再開

○議長（井藤 稔君） 再開します。引き続き議案質疑を行います。

高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 失礼しました。三島議員のご質問にお答えいたします。この賠償については住民監査請求をやって、住民訴訟になった場合に最終的に裁判所の方が、この賠償責任の額等を決めていきますので、そういうところで裁判所の判断で決まったその中で、過失がないということが決まった中で、それを村の条例に基づいて年数を免責するということでもあります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員よろしいですか。

高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。職員ですので、日給の方もおられて、とにかく年間の給与額の合計ですので、日給の方も年間もらわれた額というのを計算して、その要は1年分ですので、1年分が最低責任限度額ということになりますので、同じように計算なるという具合に思います。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。わたしがちょっと聞き方が悪かったのかもわかりませんが、職員さんはほとんど月給で出ていますので、そこからいろんなものを入れたらいけないというものがありますので、それを引いていき出てきますけれども、ここに上がっている委員さんの中で、日給で、農業委員さんまたは月いくらになっていますけれども、出た日にちで払っていくという委員さんがいらっしゃいますね、そういう方たちが年間の報酬というのは、なんかちょっと自治法の説明などをみた時に全前年度とかどうとかという、そういうことが書いてあったように思ったんですけれども、そういう方はその年の出た日それまでの分で計算するのかどうかということ、そこら辺でちょっとこう不公平ではないけれど、計算というのにまちまちだなというふうに思いましたので、それはどういうふうになるのかなということがお聞きしたかったです。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。賠償の事案が生じた日が属する年度中ということですので、その年度の計算ということになります。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。非常にややこしい部分があるので、いろいろ伺

ってもはっきりわからない面があるのかなと思うんですけども、簡単なところからですね、今の第2条の各役職が書いてありますが、本村場合副村長は置いていないんですが置いてないといってもここに書く必要はなかったのかどうかということが、1点。それから今後のことになるかも知れませんが、こういう非常勤の特別職の皆さんあるいは職員に対して、こういった免責があるという、あるいは損害賠償が発生する事案があった場合というようなそういう説明がされたのか、されるのか。とりわけ監査委員の役割というのは非常に重要だと思うんですけども、その辺の事前の、今ある条例の説明があったような内容の説明がされるべきだと思いますが、されたのかということですね。その辺のことです。

それで今一度、先ほどの善意で且つ重大な過失がない場合ということで、結果的には裁判所の判断ということではありましたが、そこに議会の役割はないのか。住民監査請求が出た場合に、議会に住民の方が、村の該当の職員の責任を議会に陳情といいますか、請願といいますか、なった場合。議会の判断としては、まずこの条例には束縛されるんだろうと思うんですが、この条例の範囲内で議会が決定するということがありうるのか。あくまで裁判の結果を受け止めるという形なのかどうなのか、その辺のところはちょっと仮定の話なんでにはわかには、説明がしにくいかも知れませんが、そういう問題点をある程度きれいに整理しておかないと、議会の責任が問われることになるんじゃないかというふうに思います。

さらに裁判の結果が重大な過失があるというふうな、要するに裁判の判決の結果とこの村の条例と矛盾した場合、村の条例を超える判断が出た場合、なかなか難しい点だとは思いますが、そういう場合はあくまで村としては条例に沿ってやるということになるかなあと、その辺の場合の議論が分かれた場合の整理をしておく必要があるんじゃないかと、場合によってはないとは思いますが、裁判の判決が村長に6年以上の損害賠償を請求された場合は、6年分は本人が負担し、それ以来は村の予算で責任をもつとかということもあるのか、ないのか、いろいろ言うのが難しいと思いますので、そういった点についてのもう少し関係を明らかにしてほしいなと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。副村長については、当初うちにはないですけども、載せようとは思ってはいたんですけども、現在実際にはないということで、この条例の方から落とさせていただきました。

それから監査委員の説明については、まだ、しておりませんで、確かに必要かなと、条例が定



まったくちょっと説明をさせていただければという具合に思います。

それから議会ですけれども、この条例に基づく部分については議会については関係ありませんけれども、たとえば訴訟の継続中とか、判決後に議会の方から自治体の方に、損害賠償請求権の放棄というもんをする場合には議決ということがありますので、その時に議会の議決事項が出てくるという具合に思います。それから判断を超えた場合ということですから、あくまでも善意で且つ重大な過失のない時の定めです。それに基づいて行うということでもあります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 前後しますが、そのこの条例にあたって議会としては、監査委員の意見を聞くということでもありますので、監査委員に決まってから説明するというのはどうも、手続き上問題があるんじゃないかなと思うんで、その点を踏まえて対応いただきたいと思います。もう少し、その辺の問題が生じた場合の手順というものをわかりやすく、誤解のないよう、たとえば監査請求をした住民の方にもきちんと何か示せるようなものが必要なんではないかなというふうに思いますので、答弁はけっこうですけれども、その辺を整理していただきたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

---

## 日程第2 議案第30号

○議長（井藤 稔君） 日程第2、議案第30号日吉津村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので、質疑を終わります。

---

## 日程第3 議案第31号

○議長（井藤 稔君） 日程第3、議案第31号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

加藤議員。

○議員（9番 加藤 修君） 9番、加藤です。13ページの学校管理費2,094万2,000円の内訳、議案説明書の5ページにありますが、ギガスクール構想の加速による学びの保障事業であります。主に備品購入費となっています。タブレットの購入ですが、細かいところまで書いてありますけれども、わかりやすいように再度説明をお願いをいたします。これに絡めて、日吉津村独自の対策・対応事業などがあれば付け加えて下さい。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。このギガスクール構想加速による学びの保障事業でございますが、昨年度政府文科省の方がこのギガスクール構想を発表したところでございます。現在の高速大容量の通信ネットワーク、そしてAI等を活用した教育産業ソサエティー5.0の時代の対応として、このギガスクールがぜひ必要だということになったわけでございます。

もともと文科省の計画では3人に1台というタブレットなりパソコンの計画でしたが、これが非常に遅れておまして、現在全国的には8人に1台程度、平均しますとですね。そして自治体に格差が非常に大きいということがあったものですから、このギガスクール構想が出てきたわけでございます。これに基づきまして、これからの時代の情報の収集整理、活用、発信という能力を特に日本が世界的に遅れているということが、この度のコロナ禍の状況の中からもはっきりと見えてきたわけでございますが、非常に遅れておることから、このギガスクール構想を加速すべきだということがございまして、この度のコロナの特別の国の予算や今年度中に一人1台を達成するんだという強い方針の基、この予算が出てきたというところでございます。

後、細かな本村独自のものがございますとか、実際にどういう内容で本教がスクールを達成しに行くのかということについては、課長の方からお話しさせていただきたいというふうに思いますが、ハードを整備するということが表に出てくるわけですが、ハードだけでは教育は進んでいきませんので、コンテンツといいますか、教育内容、ハードを使った教育内容がどのようにこれから発展していくのか、それをどのように学校が活用できるのかということを見据えて、今後の大きな課題も抱えたなというふうに考えて、考えて受け止めているところでございます。わたしからは以上です。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。ギガスクール構想の内訳についてでございます。先ほど教育長が申しましたように、一人1端末を整備するというので、

国が大きく補正予算を組んだところですが、令和元年、要するに昨年度の児童数の3分の2を国が補助しよう。一人につき4万5,000円を補助しようというふうなことで残りを村が負担するというふうなものでございます。それで一人1台端末を整備しましてもですね、もちろんその4万5,000円を超えて必要になるもの、それから補助対象になっていないもの等がございます。

たとえばパソコンがありましたらですね、その表面のフィルムであったりとか、その中、子どもたちがパソコンをするのに必要なIフィルター、要するに有害サイトを閲覧するようなことがないように、ストップをかけるようなシステム、これらを整備する必要もありますので、そういうもので費用が掛かってまいります。

ちなみに今一人1台端末を整備するというふうなことで、4月に国がもともと5年、6年、それから中学校1年だけ今年度は補助とするというものが、全学年にするというふうなことで変更がございました。それで今回補正予算で向かわないものについては、今後の補助は計画はしないというふうなことで申しておりますので、近隣市町村も全て全学年の整備に、現在、向かっているところです。道具はあるんですが、実際に全員がインターネットに繋がうとしてもですね、それは非常にネットワークの整備等も重要になります。

学校のネットワークの整備については、今年度当初予算で要求しました。ただ、5月の補正予算で5、6年、5年生以上の家庭ICT環境の整備というふうなことで要求を申し上げましたが、今回はさらに広げて3年生以上が学校でも、家庭でも、インターネット環境を整えた上で学習ができるようにというふうなことで、家庭環境もICT環境を整えるというふうなことで要求をしております。それに伴いましてですね、学校で使うパソコンであれば、鳥取県の場合は鳥教ネットを介して、いろいろなインターネットと環境に繋がるのである程度の有害サイトへの閲覧はブロックされるんですが、そういったものができないために、それぞれのパソコンに対してIフィルターを導入することであったりとか、それから学校の職員の方で、子どもたちの持っているパソコンを一括に管理できるような、MDMを導入したりするというふうなことで、それに掛かる費用等もございます。それから先ほど教育長申しましたように、ハード面をしっかり充実していくことに加えてそれを使える状態、もちろん学校でもそうですし家庭でもそうですし、そういったものでそれを整備するためのアドバイザーが必要になってまいります。

すみません、説明をしてからで申し訳ありませんが、議案説明資料の5ページをご覧ください。この5ページには今申し上げました、ギガスクール構想に関わる内訳が載っておりますが、今申し上げましたICTの支援に係る部分については、右側07報償費の中で上げているものが、その

アドバイザー的な役割の報奨費となります。

以上のように一人1端末を整備するための備品購入費、それからソフトであったりとかですね、ICT環境を整えるためのルーターなどの使用料及び賃借料であったりですね、それから貸し出す際に必要なもの、あるいはパソコンといっても4万5,000円を超えるもの、あるいは補助対象外のものもございますので、そのために必要な需用費などを含めた金額が先ほど申し上げたような金額になってくるものでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 加藤議員。

○議員（9番 加藤 修君） 9番、加藤です。残りの1年生、2年生はどうされますか。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 加藤議員のご質問にお答えします。今、1年生、2年生というふうなことでおっしゃいましたが、1年生、2年生がパソコンを扱うと、当然学校で指導してはいますが、それをたとえば家庭に持ち帰ってフリーな状態、要するに自分たちでだけで情報を取捨選択し判断してやっていくというふうなところまでが、十分に現段階で指導ができればのは苦しいかなど、難しいと判断をしまして3年生以上というふうに計画をしました。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。予算書の中の歳入の5ページですね、5ページの国庫支出金の土木費国庫補助金の内訳が、286万円が社会資本整備総合交付金から道路メンテナンス事業補助金というものに、いけば同額ですからこれは組み替えになったのかなというふうに思いますが、何か国の事業の変更なのか、あるいはこちらの事情によって事業を変えたのか、その辺のことを簡単に結構ですのでご説明いただきたいと思います。

それから次のページの6ページです。6ページの中に雑入が設けられておりますが、雑入の内訳として広報紙広告収入ということで、10万円という組まれております。多分、村の村報に広告を募集することかなあというふうに思いますが、行革の一環であるかも知れませんが、わたし自身はあまり効果があるのかなあというふうに思っておりますので、貴重な村の広報紙の一部を広告に提供することで広告料が入るとはいうものの、その紙面の部分はいわゆる紙面が減るわけですので、そういった点で考えると年間10万ほどの広告費をもらうことの意味がどうなのか、あるいは広告の内容によって判断すべき点があると思うんですが、どういうふうな基準で広告を募集をして、掲載をするのかということをお願いしたいと思います。

それから今度歳出の方であります、一般管理費の委託料ということで今回のコロナに対するネットワーク関係の電算処理業務委託料ということだと思いますが481万3,000円、十分内容がわからないので、ちょっと多額なんではないかという気がしております、480万円の委託料の主な内容といいますか、根拠について概略ご説明いただけたらと思います。

それから次の8ページの総務費の委託料ですが、議事録作成AIクラウド委託料ということで、これはまあ事業概要の方にも説明を受けております。方言もAIが読み取るようにして、議事録の作成を効率よくやるんだという話でありましたが、この200万の事業のうち財源としては100万円が国から下りるといっていますが、この事業についてはたとえば他県とかですね、実績上がっているのかと、よそでも1年間ぐらいの委託によって効率よく議事録が作成されているというふうな実績でもあるのか、新しい試みではないかとは思いますが、その辺の見込みについてどのように判断されたのかということをお聞きしたいと思います。

それからその下の企業版ふるさと納税業務委託料ということで、企業版のふるさと納税ということが今回上げられていますが、個人がふるさと納税をするのにあたっては、従来からやっているわけですが、企業から納税を受けるということについては総論は同じですが、各論的には非常にややこしい面もあるのではないかと思います。利害が絡むということもあるかと思うんですが、しかも法人の住所のあるところでない企業ということでもあります、この辺のところ、どのように村としては捉えられているかということをお聞かせいただきたい。

それから12ページ、13ページあたり、先ほど加藤議員の質問にもあったんですが、備品購入費というのがあって、それに対する説明が備品購入費ということでありまして、当初予算等で説明資料等が克明に出ている場合はともかく、こういう補正の際に備品購入費で説明が備品購入費だけではちょっと不十分なんではないかと、たとえば12ページの消防費で言えばホース等の備品を購入するとか、あるいは先ほどのギガスクールであれば主に端末を購入するとか、そういう説明が加えられてこそ、ここの説明になるのではないかと思うのでその点について、その辺の説明といいますか今後の対応について伺いたいということです。以上です。

**○議長（井藤 稔君）** ちょっと、確認さしてもらいますけれども、合計7点ということですか。

（「それぐらいだったと思いますが、ちょっと今どうですかね」と呼ぶ者あり）だいたいわかりましたですね。

はい、高田総務課長。

**○総務課長（高田 直人君）** 前田議員のご質問にお答えいたします。すみません、一番最後の質

問備品購入ということで、議員言われるように少し細かく、なんとかなんとか備品購入とするべきことだったという具合に思っておりますので、今後その辺については直したいという具合に思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員のご質問にお答えします。議案の5ページのところにあります土木費国庫補助金につきましてのご質問でございますけれども、道路メンテナンス事業補助金というのが新たに創設された補助金になりまして、従来ありました社会資本整備総合交付金の中からこれに該当する部分のものを、こちらの方に振り分けたということでこれは国の方の制度ということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まず、6ページの方の雑入ですね、広報紙広告収入この内訳ですが、宝くじがインターネットで購入できるようになりましたという広告を掲載してくれということで、村報の5月と11月に各1ページを掲載予定にしております。これに対する雑入ということで10万円を組ませていただいております。

つづきまして、7ページの方の総務費一般管理費の委託料電算処理業務委託料、これ事業概要なんですけれども、感染症対策のための分散化勤務とあわせて、災害時などの緊急時において行政サービスを維持するために、先般、ヴィレステの方に分散勤務を行った結果いろんな課題が生じました。これに対応するために今回計上させていただいております。

具体的に言いますと役場の2階の会議室、こちらの方のインターネットの回線のネットワーク整備、それからヴィレステ2階の会議室、これもネットワーク整備です。それとですね、役場とヴィレステのIPアドレスといたしまして、インターネットの上でのパソコンの住所みたいなものですね。これが施設ごとに設定されておまして、これを今回、ヴィレステと役場のIPアドレスを統合すると、細かくまた後で説明します。ヴィレステの建設時のネットワークの設定は、IPアドレスの管理をするために施設ごとに割り当てておったんですけれども、この度たとえばわたくしがヴィレステに一人パソコンを持って移動しますと、ヴィレステにおいてIPアドレスの設定変更まず行わないといけません。帰ってくる時も役場に帰ってきた時も、また再設定が必要になってきます。これ1台ごとに全部設定が必要になって、かなりの時間がかかるということから、同じIPアドレスに設定し直すということでございます。

もう一つグループウェアの導入による業務の効率化です。これは先ほども言いましたように、

たとえばわたしがパソコン持ってヴィンステに行きました。そういう時にIPアドレスの設定をしたうえでメールとかの設定はわたくし個人の設定になっておりますが、たとえば誰かと交代する時にパソコンをそのまま置いておいたら、わたしのメールしか入ってこないんですけども、グループウェアをいれることによって、そこに入り込むと1台のパソコンがどなたでも使えてメールを使うということが可能となってまいります。ですので、ひとが入れ替わってもパソコンは置いたままで複数台あれば、どなたでもそのパソコンを使うことができるというような内容になっております。

このグループウェアのソフトなんですけれども、更に各種施設の会議室とか公用車とかいろんな予約状況、個人の予定表、仕事の進捗管理などにも使えます。それとグループウェアの掲示板機能ですね、今総務課のだれだれさんから全職員になんかお伝えしたいという時に、全職員宛てにメールを送ってるんですけども、それがなくてもこのグループウェアで、同時に全員に周知することができます。ということは、ひとり1台パソコン持っておりますが、1台以上持っているんですけども、1台ごとにメールアドレスの個人ごとの設定が必要になってくるんですけども、このソフトを入れればそれぞれのパソコンに個人のメールアドレスを設定しなくても全員に送るとか、選んで送るとかということが可能となってまいります。この件は以上です。

つづきまして8ページの方の議事録作成AIクラウド委託料ですね。これ他県で実績があるかということですけども、これあのいろんなインターネット上の議事録作成ソフトというのはかなり普及しておりますけれども、今回考えておりますのはLGWAN、行政機関とかの専用の回線を使って、セキュリティーの高い回線の中で議事録を作っていくと、これ最近普及し始めたころでして、他県の実績とかちょっとわたしの方でまだ把握できておりません。中身が先ほどの行政機関専用ネットワークの回線を利用することと、それから方言が文章の解析にかなり影響しておりますので、同じ方言の圏域、たとえば鳥取県西部地区とかで共同利用することによって、AIがどんどん学習してくれます。ですから最初はあまり変換効率高くないかも知れませんが、使えば使うほど学習していったら、どんどん精度が高くなっていくと、ですので最初は時間掛かるのかも知れませんが、使うたびに学習していったら短時間で議事録が作成できるということになります。

現在、各職員がいろんな審議会とかの議事録を作っておるんですけども、たとえば1時間の会議を議事録作ろうと思えば、だいたい5倍とか6倍とか時間がかかっていると思われまます。これを何とか短時間でできればと考えておまして、その浮いた時間でですね、他の業務とか、

人じゃないとできない業務に職務を割り当てて、働き方改革の一環として効果が上がればと考えております。

続きまして、同じく 8 ページの委託料で企業版ふるさと納税、これについて説明させていただきます。これにつきましては、本年の 3 月 31 日に内閣府より計画が認定されまして、計画というのが日吉津村ふるさと創生推進計画というのが認定されました。これは県内では鳥取県を含めて 3 つの自治体、合計 4 団体ですね。が、認定を受けて企業版のふるさと納税ができるというふうになっております。

メリットですね、国とか自治体の法人税、法人住民税、事業税ですね、税額が最大 9 割控除できるようになりました。これは暫定的に 5 年間ですけれども、これが最大のメリットでございます。たとえば寄附する企業のメリットとしては、9 割控除されますので寄付額の 1 割をご負担されたら、それだけ地方自治体を応援していると、企業としての地域貢献を果たしていると、最大のメリットがございます。その中で寄付額は 10 万円が最低となっております。それと経済的な見返りは禁止されております。いろんな補助金の受領であったり、有利な利子での融資等は受けられないことになっております。

それと先ほど前田議員からもありましたように、本社が所在する地方公共団体への寄附はできないこととなっております。ですので、利害とかいろいろあろうかと思えますけれども、本制度の趣旨としては企業として地域、地方自治体を応援してあげようというのが本来の趣旨でございますのでご理解下さい。以上です。

**○議長（井藤 稔君）** 横田教育課長。

**○教育課長（横田 威開君）** 前田議員の質問にお答えします。その前に加藤議員からですね、備品購入費についてのご質問をお受けしておりましたが、説明が不十分で申し訳ありませんでした。備品購入費については議案説明資料の 5 ページをご覧くださいませでしょうか。その 5 ページ左側になります 5、本年度の計画効果という所に記載がございます。

まず、来年度以降の児童数については、だいたい 208 人から令和 8 年に 212 人というふうなことで、約 205 名から 215 名ぐらいで今後推移していきます。そこで、児童用のタブレットパソコン 220 台を整備しようというふうなことで計画をしました。既存のものが 33 台あるんですが、それについては双方向の授業活用等もありまして、教員用としてその 220 台分の端末の費用がこれにあたります。タブレット端末の本体、それからソフト及びハードカバーであったりとか、その設定費用が併せますと、一人 1 台がだいたい 7 万円ぐらいになります。それで、それ掛ける 220



台数、それから消費税あわせての金額がこの備品購入費となります。以上です。

**○議長（井藤 稔君）** 前田議員。

**○議員（7番 前田 昇君）** 今の議事録のクラウドの事業についてですが、先ほどの答弁の中で議事録が迅速に作られるということでありましたので、それ自体は大変期待をしております、むしろ各種委員会の議事録なんかも積極的に、ホームページにどんどん短期間で公開をされて、村民の方がその情報をキャッチするということは、本来あるべき姿ですので、それを推進するという観点でこの事業を進めていただきたいと思います。その上でどういようですが、うまくAIが動くものかなというふうなちょっと疑問も感じておりますので、その辺、その実施していく中での経過については、後日、また経過をみてご報告いただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

ちょっと追加のことになるかと思いますが、11 ページ歳出の観光費の中にサイクリングルート整備負担金とありますが、これはもしかしたら弓ヶ浜の方に整備されましたサイクリングロードについて、本村も負担金を出したのかなというように思うんですが、この負担金の趣旨ですね、その上で本村にサイクリングロードが伸びてくるというふうな、あるいは村で何かしらこれに関わって、かつてCCZにはあったと思うんですけれども、そういった着手が計画されるのかということ伺いたいというふうに思います。

それからもう一つですね、歳出の14 ページ教育費の中に図書館費がありまして、この図書館費の共済費が共済組合の負担金が減額して社会保険料が増額ということで、これは会計年度職員さんの入れ替えによるものかなとは思いますが、図書館については一人増員をされたように、あるいはそういう計画があったように伺っておりますが、その辺のことをこの機会に簡単にご報告いただけたらと思います。以上です。

**○議長（井藤 稔君）** 益田建設産業課長。

**○建設産業課長（益田 英則君）** 前田議員のご質問にお答えいたします。こちらにありますサイクリングルート整備負担金につきましては、これは弓ヶ浜のサイクリングコースとはまた別なコースになりまして、新たにサイクリングルートを整備するというので出てきたものでございますが、こちらについては仮称ですけれども日野川ビューラインルートということで、日野川を周遊するルートになってございます。起点としましては皆生大橋の西詰、これを伯耆町の方まで上流に進んでいって、伯耆橋を折り返しましてまた今度は下流、海岸の方に向かって下っていくというルート、約19キロメートルのルートになりますけれども、日吉津村におきまして一カ所こ

ちらの方の路面標示を行うということで、こちらの方が日野川の管理道に入るところの分かれ目の部分に、ルートを表示を行うということで、そこに関わるところの費用として負担金をあげさせていただいておるといふところす。以上す。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えします。14 ページの職員共済組合負担金と社会保険料すけれども、当初非常勤の図書館 3 名といふことで職員居ましたけれども、令和 2 年度 1 名追加する予定で、会計年度任用職員に 4 名にする予定で募集したところ 1 名ありましたので、3 名で動いておりましたけれども、1 名退職されて 2 名とる予定でしたので、その後 1 名の部分について先日決定になって 1 名追加しましたので、その関係もあつて職員共済組合の負担金と社会保険料を入れ替えたといふことです。以上す。

○議長（井藤 稔君） 前田議員、よろしいすか。

ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島す。歳入の方から 5 ページお願いします。国庫補助金すけれども、総務費補助金でコロナの関係すけれども 187 万 5,000 円が今回計上されておりまして、先回、臨時議会の時すか、いくら配分になりましたかと聞きましたら、3,100 万といふことをお答えいただいたと思ひます。その時に 3,100 万配分があつたけれども、3,037 万 2,000 円すか、それ充ててあとが残つておるよな形だったかなと思ひすけれども、それを差し引きましてまあ少し 125 万すか、これは追加配分になったものすでしょうか。

そのこと、それと 6 ページ雑入すけれども保険金、学習用端末保険金といふのが入つています。これは何かの修繕かなんかされて、保険金としてもらわれたものかどうかといふことすね。それでこの保険金といふのは保険料を払つて多分もらうものかなといふふうと思ひますので、31 年こう見ましたら、保険料つて端末で払つたつていう額がないかなと思つて、わたくしの見方が間違つていたかもわかりませんが、これはいつ払われたものに対してきたものかなといふことす。

それと 13 ページお願いします。先ほど概要書でも細かく説明はしていただきましたけれども、5、6 年後までのをまとめて、その児童の推移をみて購入して行くといふご説明でしたが、今の機械はすごい速さで進展してて、今わたしたちの使つておるパソコンももう 2 年か 3 年くらいだわつていうのがあるんすけれども、今こいうまとめて 220 台買うつていうことがいいのかなと

いうこと、ちょっと素人ながらに思いました。それとこれはどういうふうにして、購入をされるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。最初の新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金ですけれども、5月の時点で配分予定だったものを財源として充てておりましたけれども、一部あたらない実施計画を県の方に出した時に、この部分については財源としてあたらないということで、その部分について今回上乘せをしてこちらに充てております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。あの、手を上げて声を出してください。わかりませんので、よろしく。

○教育課長（横田 威開君） 三島議員の質問にお答えします。まず、保険料についてですが、保険料は現在のところ220台購入してですね、それが全部もちろん故障するわけではないんですが、いろいろと業者と相談のうえ、仮に10パーセント、10台に1台が故障した場合で入ってくる額を積算したものです。ですから、まあそれが故障した場合に入ってくる金額ですので、もちろんこれだけ入ってくるということは、まず、ないのではないかなというふうなこともあります。

それから220台がじゃあ今、それが本当に買うべきかというふうなことではありますが、先ほど申しあげましたように、昨年度児童数が201人、これの3分の2、134台分が国からの補助が出るというものです。ですが購入の台数が201台を下回ってどんどん、どんどん台数減らしていきますと、これがまたその積算で国の補助額もどんどん下がっていくような計算となっております。要するに国もそれだけの覚悟を決めて、児童1人1台を揃えていこうというふうな姿勢で臨んできているもので、本村も全児童に1人1台端末をというふうなところと、それを考えて220台と設定しました。以上です。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 三島議員のご質問に補足してお答えいたします。最初に保険料のことですが、予算資料13ページの役務費のところ的家庭用学習端末等保険料というのがございまして、保険を払いまして先ほど課長が答弁しましたように壊れた場合の保険金を一応算定して、最大限1割分全部壊れたら、その分これだけ保険金が出てくる予定です。という金額を載せているということでございます。

220台の考え方でございますが、おっしゃいますようにわたしの個人のパソコンは買って今8

年目になりますが、もうこれはいけんなどというふうを考え始めているところです。おっしゃるとおりでございますが、国の交付金は、まず、今年度中に全児童数分をそろえなければ来年度以降ありませんよと、現時点では、5年後にどういう交付金があるのかは今のところ定かではございませんが、とにかく全国的に今年度中に一人1台整備するんだという方針に乗っているということでございまして、ご心配の年数経って、日進月歩ですのでそれについては、今後の課題として対応を考えていかなければならないということであろうというふうに思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。先ほどこの備品をまとめて購入されるのに、どういう方法で購入されるかということをお聞きいたしました。それとですけれども、保険料を今回ずっと、予算書を見てきた時に今まで払ってないねということをお聞きして、なんでこの保険金が入ってくるんだらうということを不思議に思いました。修繕しないといけないし保険料を払っていないものに対して、修繕料が払われることはないということをお聞きしました。その点で説明いただきました。

今回のものについてみましたら、10パーセントどうかということが書いてありましたので、その分かなあつてということをお聞きしてはみましましたが、購入をするところとの関係なんていうのはないですかね。国が出しているのを見るとアメリカのなんとかで、こういう機械とかで4万5,000円とか書いてありました。これに乗っていくのかなと、国が定めたものを買っていくのかとかということをお聞きしたんですけれども、ちょっと、ここらあたりが理解できないところです。普段、こういうふうには組んでいかないなということをお聞きしたので、この点は正解な組み方なんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 端末の買い方でございますが、買い取りでございます。

それから保険をかけることに関してですが、児童がタブレットを自宅に持って帰って、3年生以上が学習できる。ソフトウェアを使って学習できる。また、学校と教員との相互に相互にやり取りができるというふうにしますと、やはりどうしても故障が想定されるということで保険が必要だと、およそ米子市を例にとりますと5年生以上、持って帰るとしたら5年生以上だという設定ですが、本村におきましては3年生以上にしたというのが本村独自のところでございます。そうすると一層故障が考えられると、今までそういう保険、故障した、壊れた時の保険というのは、学校の備品を貸し出して壊れたらということをお聞きすることはなかったんですが、

現在の状況からすると貸し出して家庭でも学習できるということは必要な状況になってまいりましたので、新たな考え方としてこういう保険ということを考えてわけでございます。

ご指摘の文科省が推奨しているわけじゃない。たとえばこういう機種でというのが確かにございます。これは全国津々浦々その機種でということではございませんで、各自治体の選択によって、特に県内におきましてはそのようにいろんなメーカーのものを、3種類ぐらいあると思いますが、市町村によって選択の仕方が違ってきているというところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） もう一回ありますか。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。どういう方法で購入されるかというのは、入札されるのかどうなのか、どういう方法で購入されるかということをお聞きしたかったんですけれども。1,500万の大きな金額に対してどういうふうにして、購入をされるのかなということをお聞きしたかったんですけれども。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長

○教育課長（横田 威開君） 購入については、入札で行うように計画をしております。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 8番、松田ですけれども、予算書の中の8ページ企画費なんですけど、先ほども方言に対するAIクラウドの導入について返答を聞きまして、これはぜひとも購入していただきたいなと思っておりましてですね、そこでクラウドの中で音声認識ということでちょっと質問させていただきますが、最近この議場のあるマイク、マイクなんですけど、非常に住民の方が聞こえにくいという声をずっと前から聞いておりまして、いつかどこかの場で言わないといけないなと思ったんですが、今回この音声認識という声があったんでちょっと質問させていただきますが、これをぜひですね、早めにマイクの感度がいいのに取り換えていただきたいなというふうに思いますが、これも相当古い、だいぶマイクもたつんでないかなと思いますが、その辺ではどうなんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 松田議員、議案質疑に直には関係ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井藤 稔君) ほかにないようですので質疑を終わります。

ここでいったん休憩といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長(井藤 稔君) 再開いたします。引き続きまして議案質疑を行います。議案質疑に先立ちまして、皆さんに議長の方から一つお願いしておきたいと思っております。本日はあくまでも議案質疑であります。自分の考えあるいは要望事項等は、厳に慎んでいただきますようよろしくお願い致します。

#### 日程第4 議案第32号

○議長(井藤 稔君) 日程第4、議案第32号令和2年度日吉津村下水道事業会計補正予算(第1回)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井藤 稔君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

#### 日程第5 議案第33号 から 日程第7 議案第35号

○議長(井藤 稔君) 日程第5、議案第33号から日程第7、議案第35号までは3件とも日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任についてですので、一括議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

橋井議員。

○議員(3番 橋井 満義君) 3番、橋井です。ただいま議長の方から提案がありました、議案33号から35号についての質疑をさせていただきます。本件につきましては、日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案でございます。本件につきましては、去る6月8日定例会の初日ではありますが、これらの提出議案の説明がございました。

これにつきましても一括提案をなされ、その時わたしが聞き漏らしたのかもわかりませんが、選任委員の各氏名の公表を伺っていなかったように記憶をしております。そのご指名について、

言われたのかどうかわたしも記憶に疎い部分でございますので、そこについて再度確認をしておきたいというふうに思います。

○議長（井藤 稔君） 質問の意味がわかりましたか。

高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。村長の提案理由の際ということですが、氏名については名前の方はあげておりません。一応委員の定数3名と、それから任期について提案理由として申し述べたところです。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 今、課長の方から説明がありましたとおり、3 名を選任したいということは申し述べたが、各委員の氏名を述べたということはなかったということが今わかりました。しかしながらこれは、固定資産の委員はあくまでも村長が選任をするということで、各 33、34、35 号は各議案ごとに審議をすることになっておるものであります。

ちなみにわたくしは、これらの3名の方の選任をされることについては、きっちりと氏名を公表をし、誰の誰さんを選任をしたいということが議案として提案をされ、きちっと審議をするべきものではないかということをおたくしは思いますので、その場でなかったということがあるわけではありますが、できればこの場で33号から35号までの、どなたを御指名されたかということをおたくしを改めてここで名前を申し述べられて、されるという御意志はございませんか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。それではちょっと、提案理由の方では述べておりませんでしたので、まず、議案第33号の委員の選任ということで稲田真人さんという方を選任ということでお願いをしたいということでもあります。それから議案第34号の選任ということで井藤津加代さんを選任ということでお願いをしたいということでもあります。議案第35号ということで長谷岡淳一さんを選任ということでお願いをしたいということでもあります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） はい、わかりました。今これで質疑が最後になります。先ほど課長からあったとおり、議案33号は稲田真人氏、34号は井藤津加代氏、35号は長谷岡淳一氏ということで3名の方の選任をしたいということでわかりました。なぜこのような質問をさせていただいたかということは、やはり選任をする側とされてもですね、選任をする指名をきっちりやは

り、村民の皆様、さらに皆様にご了解をいただいた中での審議をするべきのが、わたしどもの議会の役目というふうに思ったところでもありますので、このような質問をさせていただいたところでもあります。仮に例えば教育長の選任であった場合には、教育長の氏名も述べて選任をするのかというような、さまざまなこともあるなということが懸念されたものですから、以上の質問をさせていただいたということでもあります。ということで、33号から35号については了解いたしましたので、以上で質問を終わります。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

---

#### 日程第8 議案第36号 から 日程第17 議案第45号

○議長（井藤 稔君） 日程第8、議案第36号から日程第17、議案第45号までの10件につきましては、日吉津村農業委員会委員の任命についてですので、一括議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。先ほどの33号から35号同様にですね、初日の提案ではこれらの任命として10名の方の氏名は、ここの手元には一覧表としていただいておりますが、議案提案説明ではされてなかったようにわたしは記憶をしております。

先ほどの議案同様に、これらの方々のご氏名を再度問うものでございます。その氏名のお教えいただきたいのが一つと、もう一点は、これらは任命提案をされる前に、これは自薦他薦を問わず何人の方から、これは以前は立候補制でございましたんで、選挙が公選法に基づく選挙で行われておりました。これらの法律の改正によりまして、これは自薦他薦を問わず候補の申し出があったというふうに記憶をしております。現在はこれで10名の選任について議会の同意を求めるといふことでもありますので、何人の方の候補の申し出があったのかということをお聞きしたいというふうに思います。

おさらいをしておきますが、10名の方の氏名そして候補が10名以上あったと思いますが、何名の方があったのか、その2点まずお伺いしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。農業委員の任命についても



氏名は述べておりませんので、この場で述べさせていただきたいと思います。議案第 36 号の農業委員の任命ということで、林原美代子氏、37 号生村好美氏、38 号上野秀雄氏、39 号川口剛敏氏、40 号川原邦建氏、41 号齋下博三氏、42 号長谷昭宏氏、43 号三嶋真樹氏、44 号山崎博氏、45 号山西昇氏、以上 10 名あります。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えします。こちらの方、農業委員の候補者に応募いただきました人数なんですけれども、これが 11 名でございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 3 番、橋井です。ただいま確認いたしましたところ議案 36 号から 45 号、10 名の方は委員に任命をしたいという方は、林原美代子氏、生村好美氏、上野英雄氏、川口剛敏氏、川原邦建氏、齋下博三氏、長谷昭宏氏、三嶋真樹氏、山崎博氏、山西昇氏の 10 名であることを今確認をさせていただきました。そして本 10 名の任命ではありますが、候補の申し出のあった人数につきましては、11 名あったということで確認をいただきました。

そして、この 11 名の候補の申し出があったということでありましたが、定数がこれにつきましては 10 名の任命でございますので、そのため本提案をなされる前に、選考委員会が開かれた旨を承知しておりますが、この選考委員の皆様というのはどのようなメンバーの方であったのか、ここでご回答いただければありがたいというふうに思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。候補者の選考委員会を実施しまして、委員の方ですけれども役場総務課長、建設産業課長、今の農業委員さんが 1 名、有識者が 2 名ということで、5 名の方に委員として出席いただいて検討していただきました。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） これで 3 度目の最後の質問になります。ということは 11 名の申し出があったわけでありましたが、定数が 10 名であり、そのための選考委員につきましては、ここに現在在籍しておられる高田総務課長、益田建設産業課長、農業委員、有識者、ということの 4 名で選考されたということでもあります。ちなみにですね、この 2 名は課長でわかりますが農業委員、有識者、これらの方々というのは現農業委員のどのような方、それと有識者はどのような方という所が、答弁できる範囲でかまいませんのでお答えいただければと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。答弁できる範囲内で答弁して下さい。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。現農業委員さんにつきましては今期で勇退される方が1名ですし、有識者の2名の方については元農業委員の方ということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 今の有識者は、最初は何名というのはなかったんですが、2名ということで間違いないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（井藤 稔君） 橋井議員よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

—————・—————

○議長（井藤 稔君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

午前10時56分 散会

---